

## 石綿健康被害救済部申請課一般事務スタッフ（専門調査員）募集要項

### 1 募集職種

石綿健康被害救済制度における公費負担医療関係事務

### 2 雇用形態

専門調査員（年度契約。ただし3回までの更新制度あり）

### 3 年齢

不問

### 4 勤務場所

本部 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー 9F  
（JR川崎駅西口徒歩3分）

### 5 採用人数 1名

### 6 勤務条件・待遇

- (1) 就業時間 9:00～17:30 又は 9:30～18:00
- (2) 休憩時間 45分（就業時間が8時間を超える場合は追加15分付与）
- (3) 休日 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日並びに年末年始
- (4) 給与 日給月給制（当機構給与規程に基づき支給）  
本俸・特別都市手当（一律支給） 229,130円  
諸手当（通勤手当、時間外勤務手当、賞与、住宅手当等）あり。
- (5) 有給休暇 年次休暇（20日／年。採用時期により当初の付与日数の調整あり。）  
特別休暇、生理休暇等
- (6) 時間外勤務、出張、外勤、休日勤務あり。
- (7) 社会保険 健康保険、厚生年金、雇用保険等

### 7 仕事の内容

- (1) 申請者からの問い合わせ対応  
フリーダイヤルや本部窓口に来所される申請者からの問い合わせ対応
- (2) 苦情・提言対応  
電話、FAX、メールで寄せられる苦情・提言の内容を聞き取り、報告する。
- (3) 申請書の受付・審査  
申請者からの申請書類の受付及び電話連絡・審査、各種情報の登録、不足書類の収集
- (4) 法務局や医療機関等からの資料収集  
法務局に対して照会を行い、死亡診断書等の資料収集・システム入力を行う。また、医療機関から審査に必要な医学的資料（診断書、放射線画像、各種検査報告書、病理標本等）を収集し整理する。
- (5) 環境省（霞ヶ関）で行われる委員会の資料準備  
医学的判定が行われる委員会（月4回程度）の資料準備、資料の搬送、委員会の業務補助を行う。その他、事業者等に対する調査及び情報の収集等を行う。
- (6) その他（1）～（5）に付随する業務

### 8 学歴

大学卒又は短大・専門学校卒以上

## 9 必要な資格・経験等

- ・ 医療事務などの医療関係資格を有しており、医療機関や行政機関等で公費負担医療制度に関わる業務を1年以上経験したことがある方歓迎（看護師、保健師等の資格をお持ちの方、ソーシャルワーカー等として相談等対応経験のある方も歓迎します。）
- ・ 業務システムの入出力、Word 文書作成、Excel データ整理等の作業に支障がない方
- ・ コミュニケーションをとりながら仕事ができる方
- ・ 相手の立場に立って柔軟に対応できる方

## 10 採用試験 書類選考の後、筆記試験および面接試験

（書類選考を通過した方のみ、筆記試験のご案内）

## 11 採用時期 令和3年2月1日以降（応相談）

※令和3年2月1日採用の場合、初年度の任期は、採用日から令和3年3月31日までとなります。なお、当初採用日から3回までの更新制度があります。

### 【応募にあたっての留意事項】

#### 1 応募者は、次の書類を募集期間内に下記書類送付先に送付すること。

- (1) 履歴書（市販の用紙で写真を添付すること） 1通

**※履歴書欄外に「石綿健康被害救済部申請課スタッフ応募」と明記すること**

- (2) 職務経歴書 (3) 資格証の写し（医療事務資格証のコピーなど）

#### 2 採用試験のための交通費は、自己負担とします。

#### 3 提出された書類の返却はいたしません（責任廃棄）。

#### 4 履歴書内に必ずメールアドレスをご記載ください。

#### 5 過去に当機構の同職種の専門調査員に応募し、不採用になった方の再応募は不可。

### 【石綿健康被害救済業務の概要】

石綿による健康被害の救済に関する法律は、石綿（アスベスト）による健康被害を受けた方及びそのご遺族に対し、医療費等の救済給付を支給する措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図ることを目的として、平成18年に制定されました。

救済給付を受けるには、指定疾病（中皮腫、肺がん等）にかかった旨の認定を機構から受ける必要があります。この認定申請に必要な資料として、申請者等から、診断書や診断根拠となった放射線画像、各種検査報告書、病理標本等が提出され、機構は提出された医学的資料により、環境大臣に医学的判定の申出を行います。環境大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて医学的判定を行い、その結果を機構に通知します。機構はこの医学的判定に基づき認定等を行い、認定された方等対して救済給付を支給しています。

制度の詳細な内容は、ホームページで紹介しています。

(独) 環境再生保全機構ホームページ <https://www.erca.go.jp>

#### 【書類送付先・問合せ先】

独立行政法人環境再生保全機構

総務部総務課（担当：大井、石上）

〒212-8554 川崎市幸区大宮町1310

ミューザ川崎セントラルタワー

電話：044 (520) 9501 (代)